

給付



7月電子申請

3

まなびのへんかくかんきょうじゅうじつしょうがくきん

学びの変革環境充実奨学金

生徒用コンピュータを保護者負担で購入等する費用を給付する制度です。

手続

7月(毎年度、申請手続が必要)

「高校生等奨学給付金」と同時に申請※を行います。(令和7年度から)

※ ただし、保護者等が県外に在住している場合は、「奨学給付金」は在住の都道府県に申請し、「学び奨学金」のみ広島県(国公立高校等:教育委員会、私立高校等:学事課)に申請してください。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ☑ 広島県内の国公立私立高校等※に在学している
 - ※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、専修学校高等課程及び高等専門学校(第1学年～第3学年)
- ☑ 学校の指示により生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等している
- ☑ **生活保護受給世帯※1又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※2の世帯**
 - ※1 生業扶助を受給していない世帯
 - ※2 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満

◆ 給付回数は、1人の生徒につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限とします。



支給額

全課程 **25,600円/回(年)**

Q & A

「保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯」とは、どのような世帯ですか？

保護者等全員の**住民税所得割が0円の世帯**が対象となります。住民税には、均等割と所得割がありますが、所得割のみで判定します。(均等割は含まれません。)住民税は、マイナポータルのほか、市区町村役所(場)等で交付される「決定通知書」や「所得課税証明書」等で確認できます。



機器を購入等しない場合でも、支給対象となりますか？

申請の際に、購入等の有無を確認し、**購入等している場合に支給**します。学校の機器を貸与される場合や、学校から購入等を指示される前から所有していた機器を使用する場合は、「学校の指示による購入等」に当たらないため、支給の対象となりません。



他制度から、コンピュータ購入の支援を受けた場合は、対象となりますか？

生活保護費(生業扶助)を受給している場合は、**支援を受けることはできません**。対象経費について、他の制度から給付を受けている場合も、この奨学金を受けることはできません。対象になるかどうか不明な場合は、県教育委員会にお問合せください。



申請のときに、レシート等が必要ですか？

令和7年度から定額給付となったため、**申請の際にレシート等の添付は不要**です。ただし、機器が故障し修理等を依頼する際に必要となる可能性もありますので、保証期間中は保管しておくことをお勧めします。



一度、支給を受けたら、卒業までずっと受給することができるのでしょうか？

毎年7月1日時点の課税状況などを確認するため、**毎年申請が必要**です。そのため、保護者等の収入状況等によっては、今年度は支給対象であった場合でも、翌年度以降は対象外となる場合もあります。(逆の場合もあります。)



年度途中で機器を紛失し、購入し直した場合は、再度支給されますか？

機器等を購入しなおした場合でも、支給回数は**生徒1人につき年1回**です。年度途中で転学した場合は、基準日(7月1日)時点で在学していた学校の区分で申請を行ってください。
〔国公立高校等:広島県教育委員会
私立高校等:広島県学事課〕

